

建築課

(議案第48号)

「港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	新旧対照表	1～5
資料②	虎ノ門一・二丁目地区地区計画（告示文、計画書、計画図、概要）	6～17

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
(前略)			
別表第一(第二条関係)			
名称	区域	名称	区域
臨海副都心台場地区地区整備計画、芝浦一丁目地区地区整備計画	(略)	臨海副都心台場地区地区整備計画、芝浦一丁目地区地区整備計画	(略)
虎ノ門一・二丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門一・二丁目地区地区計画(令和二年東京都告示第二百五十八号)のうち、地区整備計画が定められた区域	虎ノ門一・二丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門一・二丁目地区地区計画(平成三十年東京都告示第三百八十五号)のうち、地区整備計画が定められた区域
赤坂二丁目地区地区整備計画、品川駅周辺地区地区整備計画		(略)	
別表第二(別紙のとおり)			
付則			
この条例は、公布の日から施行する。			

別表第二 改正案

別表第二(第三条)第十三条の二関係

虎ノ門一丁目地区整備計画				臨海副都心地区整備計画	芝浦地区整備計画	第一地区整備計画	地区整備計画名称	
街区A四	街区A三	街区A二	街区A一	(略)			区計画地	
風営法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物							イ	建築してはならない建築物
							ロ	建築物の容積率の最高限度
							ハ	建築物の容積率の最低限度
							ニ	建築物の容積率の最高限度
							ホ	建築物の敷地面積の最低限度
							ヘ	壁面の位置
							ト	建築物の最高高さ
							チ	建築物の高さの最低限度
							リ	建築物の形態又は意匠の制限
				ヌ	かさ又は構造の制限			
ル	建築物の境界線							

備考
(略)

備地辺川画整区丁赤 計区地駅く備地目坂 画整区周品計区地二		
(略)	C 街 区	B 街 区
	一 風営法第二条第五項に規定する性風 俗関連特殊営業の用に供する建築物 二 劇場、集会場及び展示場の用途に供 する部分の容積率が十分の二十未満の 建築物	
	十分の	
	千平方 メートル	
	計画図に示す 壁面の位置の 数値。ただし、 歩行者の快適 性及び安全性 を高めるため に設ける屋根 ひさし、落下 防止柵その他 これらに類す るもの並びに サイクルポー ト等の公益上 必要な建築物 その他これに 類するものを 除く。	ポート等の公 益上必要な建 築物その他こ れらに類する もの、給排気 施設の部分並 びに建築物の 出入口の上部 に位置するひ さしの部分を 除く。
	八十メー ートル 建築物の高 さは、令第 二条第一項 第六号に定 める高さに よる。	

別表第二 現行

別表第二(第三条)第十三条の二関係

虎ノ門一丁目地区整備計画				臨海副都心地区整備計画	芝浦地区整備計画	第一地区整備計画	地区整備計画名称	
街区四	街区三	街区二	街区一	(略)			区計画地	
風営法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物							イ	建築してはならない建築物
							ロ	建築物の容積率の最高限度
							ハ	建築物の容積率の最低限度
							ニ	建築物の容積率の最高限度
							ホ	建築物の敷地面積の最低限度
							ヘ	壁面の位置
							ト	建築物の最高高さ
							チ	建築物の高さの最低限度
							リ	建築物の形態又は意匠の制限
				ヌ	かさ又は構造の制限			
ル	建築物の建築限界							

備考 (略)	備地辺川画整区丁赤 計区地駅ゝ備地目坂 画整区周品計区地二	
	(略)	B 街 区
		ボ ー ト 等 の 公 益 上 必 要 な 建 築 物 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の 給 排 気 施 設 の 部 分 並 び に 建 築 物 の 出 入 口 の 上 部 に 位 置 す る ひ さ し の 部 分 を 除 く。



発行 東京都

目次

規則

○東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告示

○都市計画の変更（四件）…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・市街地整備部企画課）…二

○貸金業法による行政処分…（産業労働局金融部貸金業対策課）…三

○漁船損害等補償法による付保義務の消滅…（産業労働局農林水産部水産課）…三

○都道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…三

告示（公）

○認定教育実施者の届出事項の変更届出…（総務局行政部振興企画課）…五

公告

○都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表…（総務局行政部振興企画課）…五

規則

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十一号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

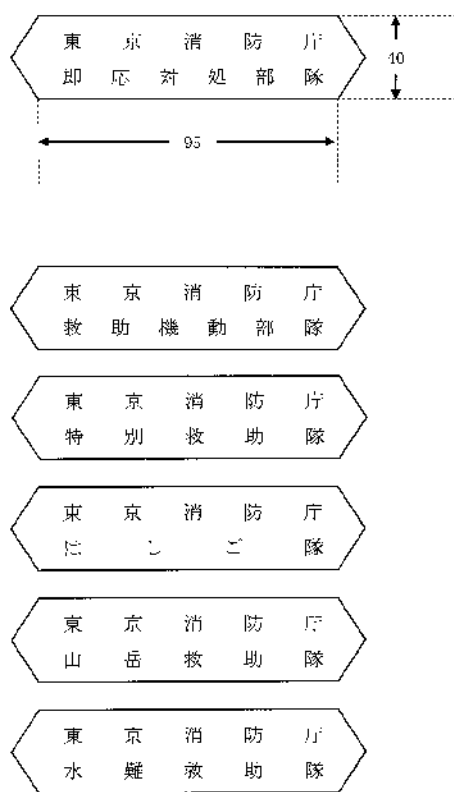
東京消防庁消防吏員服制（平成三年東京都規則第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五防火帽の部帽体の款地質の項中「又は銀色若しくは金色仕上げ」を「、銀色、金色又は黒色仕上げ」に改め、同部しころの款地質の項中「又はオレンジ色若しくは黒色」を「、オレンジ色、黒色又は濃紺色」に改め、同款製式の項中「黒色又は黄色線」を「黒色線、黄色線又は銀色線」に改め、同表防火衣の部上衣の款地質の項中「しころと同様」を「金色、オレンジ色、黒色又は赤色及び濃紺色の難燃繊維」に改め、同款製の項中「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に、「又は黄色」を「、黄色又は白色」に改め、同部ズボンの款地質の項中「上衣」を「しころ」に改める。

別表第六救助服の部上衣の款標識の項中「二行で」の下に「東京消防庁即応対処部隊」を加える。

別図中(31)を次のように改める。

(31) 標識（胸章）



附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画用途地域

第一種中高層 追加する部分
住居専用地域 杉並区阿佐谷北二丁目地内

削除する部分

杉並区阿佐谷北二丁目地内
変更する部分

杉並区阿佐谷北一丁目、江戸川区
上一色一丁目、上一色二丁目、上
一色三丁目、本一色二丁目、本一
色三丁目及び興宮町各地内

近隣商業地域 追加する部分

杉並区阿佐谷北二丁目地内
削除する部分

商業地域 追加する部分
杉並区阿佐谷北一丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部

場所

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに杉並区役所及び江
戸川区役所

●東京都告示第二百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地区計画

虎ノ門一・二 変更する部分
丁目地区地区 港区虎ノ門二丁目地内
計画

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

●東京都告示第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画流通業務団地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画流通業務団地

南部流通業務 変更する部分
団地 大田区平和島二丁目、平和島三丁目及び平和島六丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第二百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画土地区画整理事業

江戸川東部篠 削除する部分
崎付近土地区 江戸川区上一色二丁目、上一色二丁目、本一色二丁目、本一色三丁目及び興宮町各地内
画整理事業

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第二百六十一号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」と

東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画虎ノ門一・二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	虎ノ門一・二丁目地区地区計画
位 置	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地下
面 積	約3.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、都心に近接し、環状第2号線に隣接するとともに、地区内では交通結節機能の強化に向けて地下鉄日比谷線虎ノ門ヒルズ駅（以下「新駅」という。）の整備が進められるなど、交通利便性の高い地塊となるポテンシャルを有しているが、機能更新や都市基盤整備が遅れており、防災面での不安、狭小な道路網、憩いの空間や緑の不足などの課題を抱えている。</p> <p>東京圏国家戦略特別区域に関する区域方針においては、目標として2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとしている。</p> <p>特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針においては、多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンを形成すること等が目標として示されている。</p> <p>また、「都市づくりのグランドデザイン」においては、虎ノ門の将来像として、国際色豊かな業務、商業・エンターテイメント、文化、宿泊、居住、教育などの多様な機能の高度な集積や、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる複合拠点の形成等が示されている。</p> <p>さらに、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン」における将来像として、新駅設置や新たなバスターミナルの整備による交通結節機能を強化することや、「港区まちづくりマスタープラン」のまちづくり方針として、まちづくりと連携した駅前広場空間等の整備による、駅の利便性の向上等が求められている。</p> <p>これらの課題と位置付けを背景とし、敷地の集約化と道路の再編を一体的に行う街区再編を推進するとともに、新駅整備と都市開発が一体となって周辺の広場空間と立体的に連続する広場の形成による交通結節機能の強化及びにぎわいの創出を図る。</p> <p>また、業務、商業、文化・交流機能や生活・業務支援機能など、多様な機能の導入、防災対応力の強化を実現することにより、国際的なビジネス・交流拠点の形成を図る。</p>

区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<p>1 道路の整備方針</p> <p>(1) 地区周辺の交通円滑化に資する道路ネットワークの形成及び、東西の主要な道路軸の形成を図るため、地区幹線道路を拡幅整備する。</p> <p>(2) 開発に伴い発生する交通を円滑に処理するとともに、新駅整備に伴う歩行者通行の安全性を確保するため、適正な歩車分離や歩行者専用化を図った区画道路を再整備する。</p> <p>2 歩行者ネットワークの整備方針</p> <p>(1) 新駅と周辺市街地との安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、歩行者の安全性・快適性の向上やにぎわいの創出、自動車交通の円滑化にも資する歩行者通路を地下及びデッキレベルで整備する。</p> <p>(2) 歩道と一体となって、快適で安全な歩行者空間を補完する歩道状空地を整備する。なかでも、地区幹線道路沿いにおいては、緑あふれる、沿道のにぎわい創出にも寄与する歩道状空地を整備する。</p> <p>3 広場の整備方針</p> <p>(1) 周辺の広場空間と連続した、地域のにぎわいの創出に資する広場を道路上空も活用して、デッキレベルで整備する。</p> <p>(2) 交通結節機能やにぎわいの創出、防災対応力の強化に向けて、新駅と一体となった立体的な駅広場を整備する。</p> <p>4 公園の整備方針</p> <p>(1) 緑豊かな空間及びにぎわい創出のため、虎ノ門二丁目交差点南西側に公園を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 国際的なビジネス・交流拠点にふさわしい市街地環境確保のため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度を定める。</p> <p>2 道路沿道の安全で快適な歩行者環境及び周辺市街地の環境に配慮した街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>3 地域の魅力を高め、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>

	位置	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内				
	面積	約3.3ha				
再開発等促進区	土地利用に関する基本方針	<p>周辺市街地との調和を図り、国際的なビジネス・交流拠点の形成と交通結節機能の強化に向けて、土地利用方針を以下のよう に定める。</p> <p>1 国際化に対応した業務、商業機能を中心とした多様な都市機能の集積を図るとともに、広場、駅広場、公園などの都市基 盤の整備を図ることにより、円滑な土地利用転換及び土地の合理的かつ健全な高度利用を推進する。</p> <p>2 A-1街区は、国際化に対応した業務、商業、宿泊機能及び業務支援機能を導入し、新駅と一体となった立体的な駅広場 を配置する。 また、地区幹線道路及び広場沿いににぎわいを創出する機能を配置する。</p> <p>3 A-2街区は、商業機能を導入し、新駅と一体となった立体的な駅広場を配置する。 また、南側の区画道路及び広場沿いににぎわいを創出する機能を配置する。</p> <p>4 A-3街区は、商業、業務機能を導入し、地区幹線道路沿いににぎわいを創出する機能を配置する。</p> <p>5 A-4街区は、緑豊かな空間及びにぎわいを創出する公園を配置する。</p> <p>6 B街区は、国際化に対応した業務、商業、文化・交流機能を導入し、新駅と一体となった立体的な駅広場を配置する。</p> <p>7 C街区は、業務、文化・交流機能等を導入し、区画道路沿いに消防・防災に関する情報発信機能を配置する。</p>				
	主要な公共施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積
	道路	地区幹線道路1号	7.9m~9.5m (全幅15m)	約200m	—	拡幅
	公園	公園1号	—	—	約750㎡	新設
	広場	広場1号	—	—	約3,300㎡	新設(道路上空を含む デッキレベル)
	その他の 公共空地	駅広場1号	—	—	約1,200㎡	新設(地下・地上・デ ッキレベル)
		駅広場2号	—	—	約700㎡	新設(地下・地上・デ ッキレベル)
		駅広場3号	—	—	約600㎡	新設(地下・地上・デ ッキレベル)
		歩行者通路1号	4m	約75m	—	新設(デッキレベル)
		歩行者通路2号	5.5m	約55m	—	新設(地下レベル)
		歩行者通路3号	3m	約10m	—	新設(デッキレベル)

地区整備計画	位置	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地下					
	面積	約2.8ha					
	道路	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	区画道路1号	11m	約165m	—	既設 (再整備)
			区画道路2号	11m	約80m	—	拡幅
			区画道路3号	5m (全幅12m)	約75m	—	既設
			区画道路4号	4m	約40m	—	拡幅
			区画道路5号	7.5m~8.5m (全幅15m~16m)	約30m	—	拡幅
			区画道路6号	8m	約35m	—	拡幅
	区画道路7号		8m	約60m	—	既設	
	地区施設の 配置及び規模	その他の 公共空地	歩道状空地1号	7m	約40m	—	新設
			歩道状空地2号	7m	約120m	—	新設
			歩道状空地3号	6m	約20m	—	新設
			歩道状空地4号	2m	約95m	—	新設
歩道状空地5号			2m	約70m	—	新設	
歩道状空地6号			2m	約30m	—	新設	
歩道状空地7号			1m	約90m	—	新設	
歩道状空地8号			1m	約30m	—	新設	
歩道状空地9号			0.5m	約75m	—	新設	
歩道状空地10号			0.5m	約20m	—	新設	
歩道状空地11号			1m	約20m	—	新設	
歩道状空地12号			1m	約35m	—	新設	
歩道状空地13号			1.5m	約45m	—	新設	
歩道状空地14号			0.5m	約45m	—	新設	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の 区分	名称	A-1街区	A-2街区	A-3街区	A-4街区	B街区	
			面積	約1.4ha	約0.4ha	約0.3ha	約0.1ha	約0.3ha	
		建築物等の用途制限		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。					
		壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは扉は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の回遊性、安全性及び利便性を高めるために設ける人工地盤、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの 3 地下鉄駅出入口施設、サイクルポート等の公益上必要な建築物その他これらに類するもの 4 給排気施設の部分 5 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 					
		壁面後退区域における工作物の設置の制限		<p>壁面後退部分には、垣、柵、広告物、看板その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 花壇、植栽、パブリックアート等 2 にぎわい創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル・イス・日よけ傘等 3 建築物の保安及び安全・管理上やむを得ないもの 4 歩行者の回遊性、安全性及び利便性を高めるために設ける人工地盤、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 					
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺景観との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。 					
		地区の 区分	名称	C街区					
			面積	約0.3ha					
		建築物等の用途制限		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。					
		建築物の容積率の最高限度		<p>10分の74 このうち、劇場、集会場及び展示場の用途に供する部分の合計を10分の20以上としなければならない。</p>					
建築物の建蔽率の最高限度		10分の8							
建築物の敷地面積の最低限度		1,000㎡							
建築物の高さの最高限度		<p>80m ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。</p>							

壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの 2 サイクルポート等の公益上必要な建築物その他これらに類するもの
壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面後退部分には、垣、柵、広告物、看板その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 花壇、植栽等 2 建築物の保安及び安全・管理上やむを得ないもの
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺景観との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。

虎ノ門一・二丁目地区地区計画に記載なき事項は、都市再生特別地区（虎ノ門一・二丁目地区）において定めた内容による。

容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）

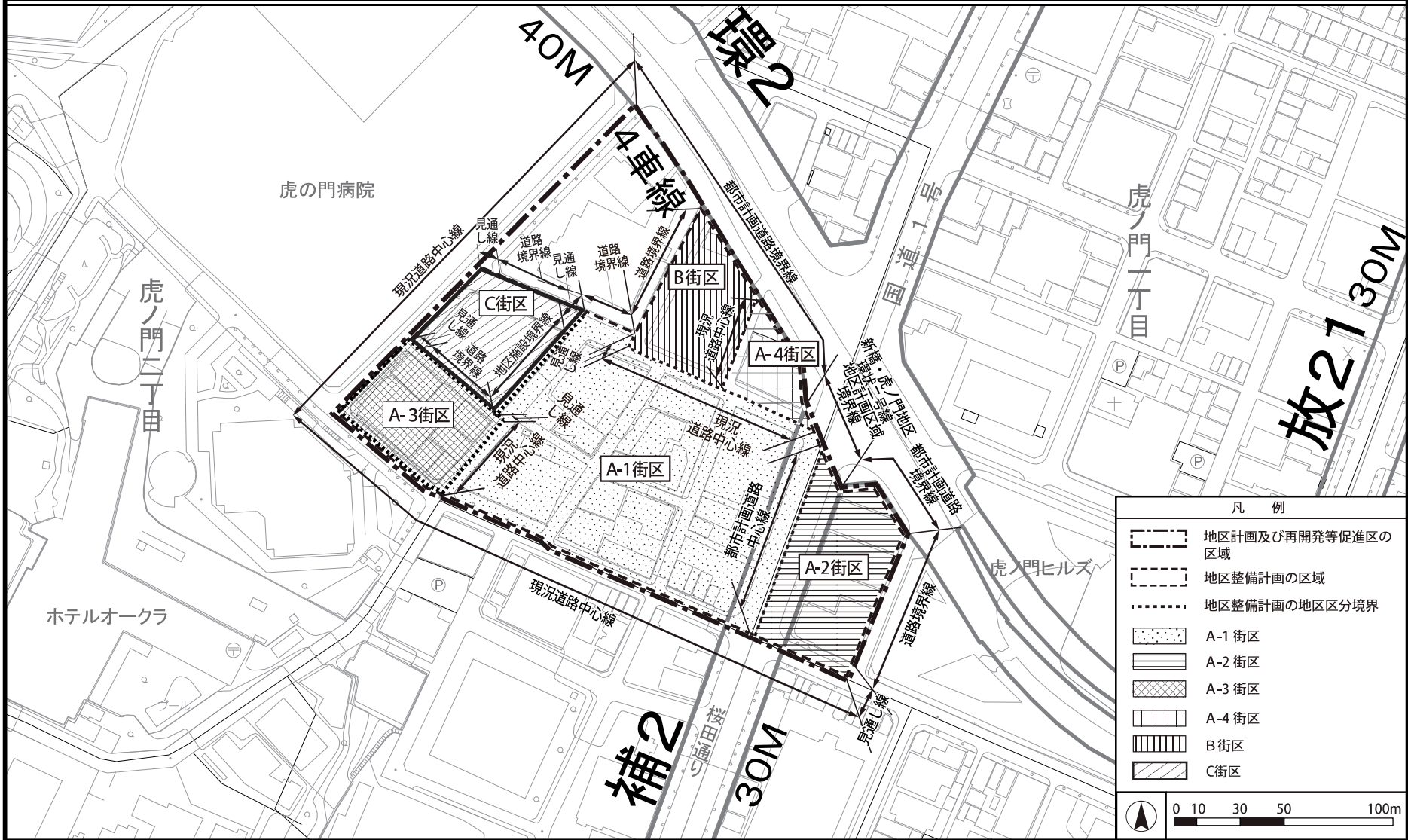
II 3（1）の用途に供する部分を除くことができるものとする。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分、壁面の位置の制限は計画図に示すとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、計画的複合市街地の形成を図るため、地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画
 虎ノ門一・二丁目地区地区計画 計画図 1

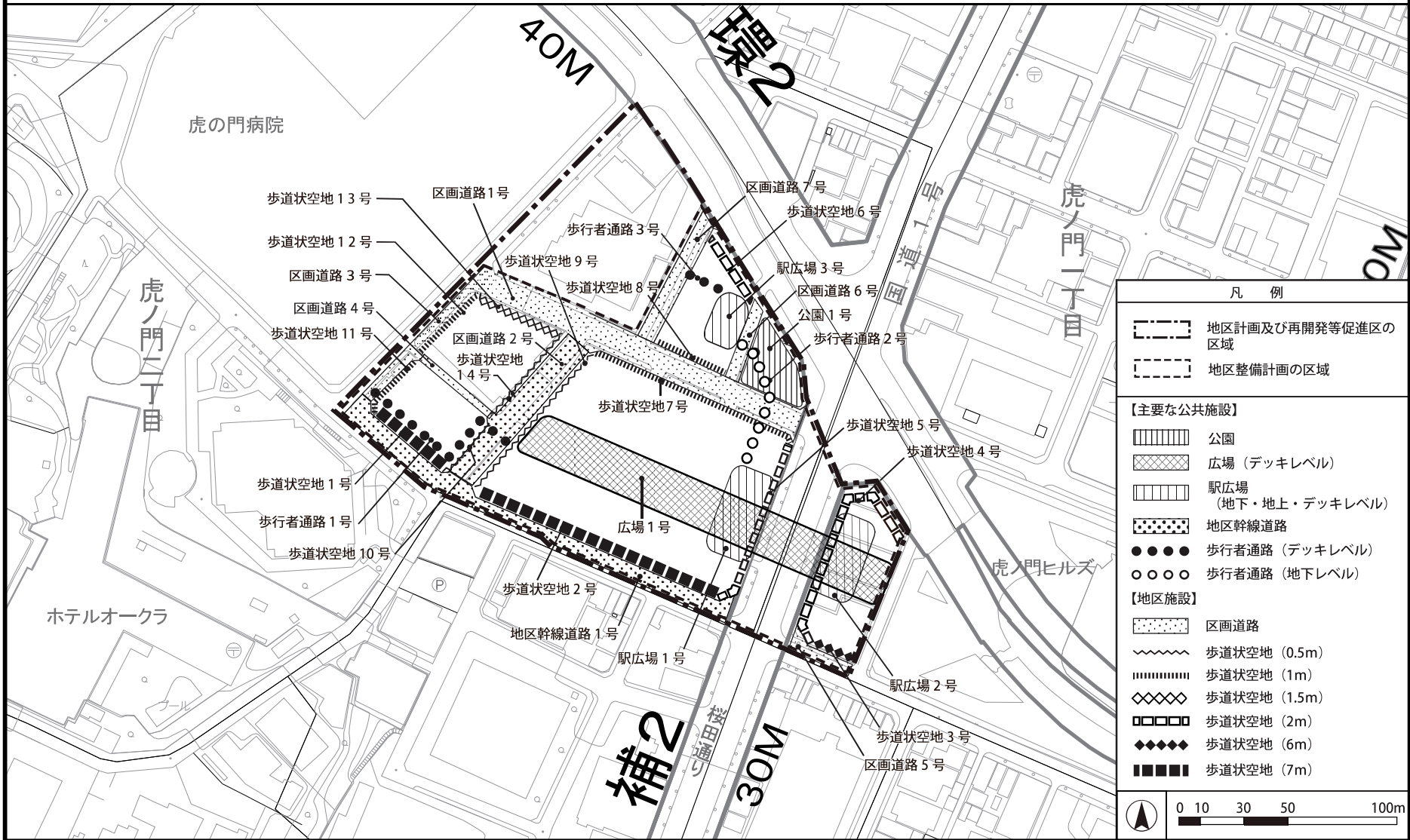
[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第298号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 31都市基街都第37号、令和元年5月27日

東京都計画地区計画
 虎ノ門一・二丁目地区地区計画 計画図 2

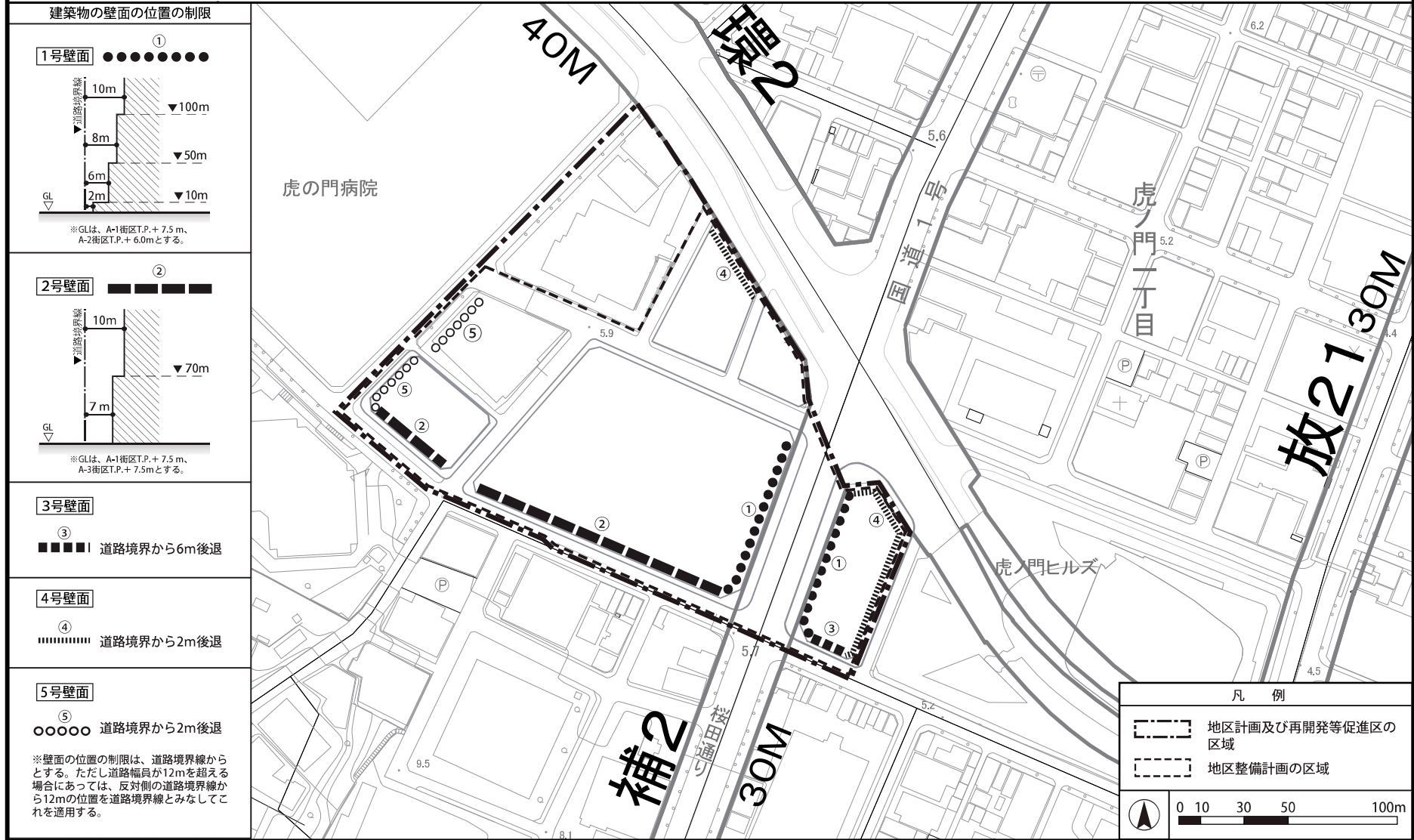
[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第298号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基街都第37号、令和元年5月27日

東京都市計画地区計画 虎ノ門一・二丁目地区地区計画 計画図 3

[東京都決定]



この地図は、国土院院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第298号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 31都市基街都第37号、令和元年5月27日

虎ノ門一・二丁目地区の街づくり（C街区）について

1 計画地の位置・地区の概況

虎ノ門一・二丁目地区は、港区の北東部、東京メトロ銀座線虎ノ門駅から概ね500mの距離に位置しており、地区内を国道1号（桜田通り）が南北に貫通し、都道405号（環状第2号線）、特別区道第1009号線、第1014号線、第101号線に面する約3.3haの地区です。

地区内では、東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅の整備が進められ、地区周辺においても複数の都市開発が行われているなど、交通利便性及び開発ポテンシャルの高い地区となっています。一方、旧耐震基準による建物が多く、歩道未整備の道路や狭小道路が存在する等、防災面の不安を抱えており、同駅近傍の要衝となる地区としては、機能更新や都市基盤整備が遅れている状況です。また憩いの空間や緑の不足も課題として挙げられます。

本計画地においては、日本消防会館内にあるニッショーホールが、まちの文化・交流機能を担っていますが、旧耐震基準の建物であり、更新が必要となっています。また、周辺道路には歩道が未整備の区間や歩道状空地等のオープンスペースの不足といった課題が挙げられます。

このようなことから、C街区については、地域の重要な文化・交流機能を担うニッショーホールの更新・機能強化や消防・防災に関する情報発信機能を備えた日本消防防災情報センターの整備といった都市機能の整備を中心に、歩道未整備区間に対する歩道整備や、歩道状空地等のオープンスペースの整備といった歩行空間の拡充などが求められています。

2 今後のスケジュール（予定）

令和2年度（2020年度）	都市計画法第29条許可
令和3年度（2021年度）	工事着工
令和5年度（2023年度）	工事竣工

3 地区施設（予定）

種類	名称	幅員	延長・面積	備考
道路	区画道路1号	11m	約165m	既設（再整備）
	区画道路3号	5m (全幅12m)	約75m	既設
その他の公共空地	歩道状空地12号	1m	約35m	新設
	歩道状空地13号	1.5m	約45m	新設
	歩道状空地14号	0.5m	約45m	新設

4 施設建築物の概要（予定）

位置	虎ノ門二丁目
区域面積	約0.3ha
街区区分	C街区
敷地面積	約1,925㎡
建築面積	約1,350㎡
延床面積	約16,600㎡
階数	地上14階/地下2階
高さ	約80m
主要用途	事務所、ホール、店舗、駐車場等
駐車台数 (内荷捌き)	49台（4台）

【位置図】



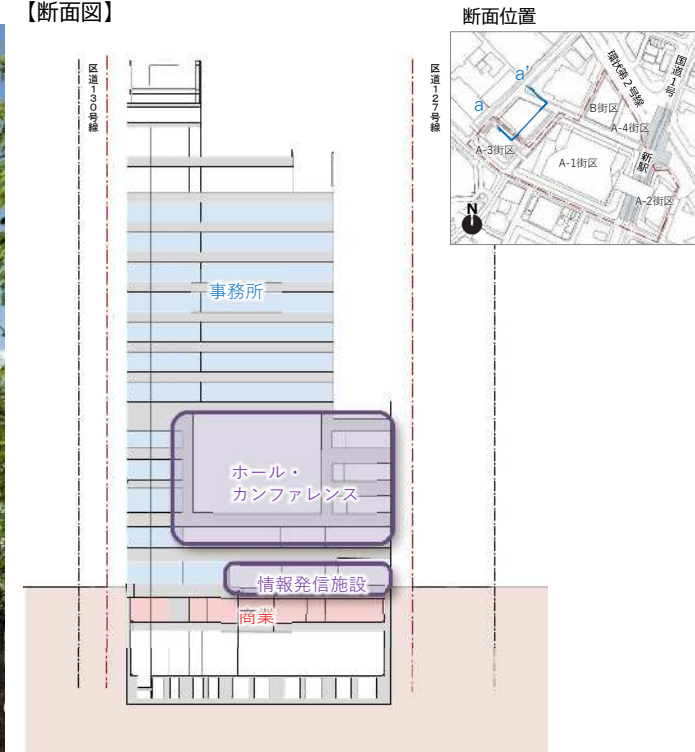
【配置図】



【整備イメージ】



【断面図】



※図中の地図は、国土地理院ウェブサイト（<http://www.gsi.go.jp/>） 地理院地図を加工して作成